

熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業

特定事業の選定

熊 本 市

平成17年5月27日

熊本市総合保健福祉センター（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）第6条の規定に基づき、特定事業として選定しましたので、P F I法第8条の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果を公表します。

平成 17 年 5 月 27 日

熊本市長

幸山 政史

<目次>

第1 特定事業の選定に係る評価の方法及び内容	・・・・・・・・	1
1 評価の基準	・・・・・・・・	1
2 評価の方法	・・・・・・・・	1
3 定量的評価の前提条件	・・・・・・・・	1
4 定量的評価（財政負担額の比較）	・・・・・・・・	2
5 定性的評価（公共サービスの水準に対する評価）	・・・・・・・・	3
第2 総合評価	・・・・・・・・	4

第1 特定事業の選定に係る評価の方法及び内容

1 評価の基準

本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、事業期間全体を通じた熊本市（以下「市」という。）の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。

2 評価の方法

(1) 市の財政負担の見込額の算定にあたっては、特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(2) 上記の財政負担の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

3 定量的評価の前提条件

本事業を、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり設定した主な前提条件は次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の主な内 訳	①施設整備費 （事前調査費、設計費、建設 工事費、備品整備費等） ②起債利息 ③維持管理費 ④修繕費 ⑤運営費	①サービス購入費 ②アドバイザー経費 ③モニタリング経費
その他の前提条件	事業期間：22年間（設計・建設2年間、維持管理・運営20年間） 事業方式：B T O（施設完成直後に市に施設所有権を移転） 割引率：4.0% インフレ率：0.0%	

4 定量的評価（財政負担額の比較）

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合とP F I 事業として実施する場合を比較すると、次の表のとおりとなる。

（単位：千円）

財政負担削減額（A-B）	270,968
PSC 公共負担額（現在価値）（A）	4,007,423
PFI 公共負担額（現在価値）（B）	3,736,455
財政負担削減率（A-B/A*100）	6.8%

5 定性的評価（公共サービスの水準に対する評価）

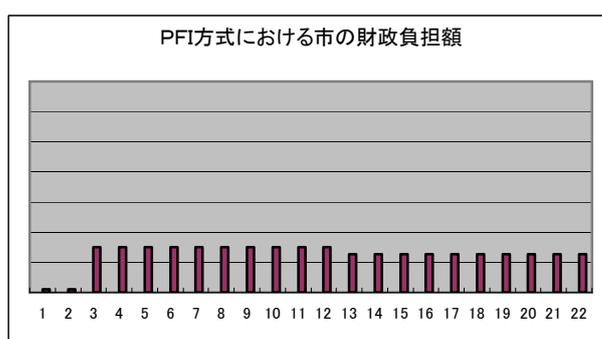
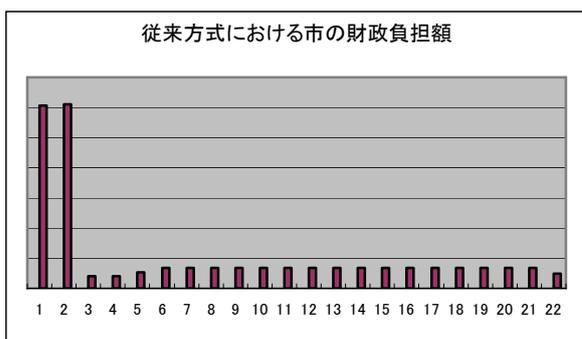
本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示すような公共サービスの水準の向上を期待することができる。

（1）効率的な設計・建設・維持管理・運営の実施

本事業をPFI事業として実施することにより、設計・建設・維持管理までを一括して民間事業者任せられるため、それぞれ単体で発注する場合と比較し、設計段階から運営までの作業の効率化やコストの削減、リスクの低減を図ることができる。

（2）財政支出の平準化

本事業をPFI事業として実施する場合、建設費及び運営・維持管理費等必要な費用を建設時、運営・維持管理期間を通じて均等化し、サービスの対価として毎年一定額を支払うことから、事業期間中の財政支出を平準化することが可能になる。



- ・ 事業開始時に施設整備に掛かる多額の初期投資が発生
- ・ 事業期間中は維持管理費と起債の償還のみを計上
- ・ 起債については、工期2年間に分けて2回起債し、猶予期間3年で返済

- ・ 工期である2年間には、アドバイザー費用等PFI手法導入に伴う諸費用のみ計上
- ・ 3年目以降は事業者に対するサービス対価の支払が発生

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

従来公共のみが負担してきたリスクについて、計画段階であらかじめリスク分担を明確にし、個々のリスクを適切にコントロールできる主体が分担するため、問題発生時の適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

第2 総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業をPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約6.8%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上を期待することができるため、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる。

以上のことから、本事業をPFI法第6条の規定に基づき、特定事業として選定する。